平成２７年度第１回印西市介護保険等運営協議会議事録（概要）

開催日時：平成２７年６月２４日（水）15：00～16：00
開催場所：印西市役所会議棟　２０４会議室

次第
1　開　会
2　委嘱状交付
3　市長あいさつ
4　運営協議会委員紹介
5　事務局職員紹介
6　議　題
（1）会長・副会長の選出について
（2）高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（平成２７年度～平成２９年度）の概要について
7　その他
8　閉　会

出 席 者：藤田裕介委員、武士田政文委員、吉岡恵美子委員、宮嶋茂委員、橋詰昌委員、永田庄吾委員、柴田勇介委員、蓮実篤佑委員、大野緑委員、小林精子委員、駒内和夫委員、横井佳代子委員
事 務 局：浅倉健康福祉部長・芝野介護保険課長・富澤高齢者福祉課長・桑原主査
小川主査・金森主任保健師・山田主査・古谷主査

会議資料：会議次第
印西市介護保険等運営協議会委員名簿
印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（平成２７年度～平成２９年度）

議事内容

事務局	本日の会議につきましては、「印西市市民参加条例第１１条第４項の規定」に基づき、原則は公開となっております。運営協議会の傍聴と議事録の作成及び公開のための、議事の録音について、委員の皆様に、ご了承いただきたいと思います。 なお、本日、傍聴人がいらっしゃいますので、すでに入室していただいております。

事務局	ただ今から、平成２７年度第１回印西市介護保険等運営協議会を開催いたします。 はじめに、委嘱状の交付を行います。 委嘱状の交付につきましては、市長が皆さまの席にお伺いいたしまして、交付いたします。 お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、自席にてご起立をお願いいたします。
	（委嘱状　交付）
事務局	続きまして、市長よりごあいさつを申し上げます。
市長	改めまして、皆さん、こんにちは。印西市長の板倉正直です。 本日は、公私ともに御多忙中のところ、「平成２７年度 第１回印西市介護保険等運営協議会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 また、皆様方におかれましては、平素より、市福祉施策にご理解ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。 さて、全国的に高齢化が進む中、印西市においても、高齢化率は年々上昇しているのが現状でございます。 そのような中、市では、この３月に「いきいき あんしん生涯現役のまち」を基本理念とした、平成２７年度から平成２９年度までの、「第６期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定したところでございます。 本計画に基づきまして、今後、「介護・予防・医療・生活支援・住まい」のサービスを一体的に提供していく『地域包括ケアシステムの構築』に向けて、高齢者施策、介護保険事業の推進に取り組んで参ります。 只今、１２名の委員の皆さまに委嘱状を交付させて頂きましたが、本日の協議会では、委員の皆様からも貴重なご意見を頂きながら、担当課より、この第６期計画書の内容について、ご報告をさせて頂きますので、今後とも、本計画の円滑な進行につきまして、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。 最後に、本協議会の更なるご発展と、皆様方のご健勝を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。
事務局	続きまして、次第４「運営協議会委員紹介」でございますが、恐れ入りますが、藤田委員から自己紹介でお願いいたします。
	（委員の自己紹介）
事務局	ありがとうございました。 次に次第５「事務局職員紹介」でございますが、健康福祉部長より、紹介させていただきます。

	（事務局職員紹介）
事務局	市長におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。 次に、資料の確認をさせていただきます。 皆様には、「会議次第」、「運営協議会委員名簿」、「印西市介護保険条例・抜粋及び印西市介護保険実施規則・抜粋」、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」をお配りしてありますので、ご確認をお願いいたします。 もし、無いものがございましたら、お申し出いただきたいと思います。
	（資料の確認）
事務局	それでは、次第６「議題」に入らせていただきます。印西市介護保険事業実施規則第５５条の規定により「会長が会議の議長となる。」となっております。 つきましては、初めての運営協議会でございますので、会長を選出するまでの間、事務局が臨時議長を務めさせていただきたいと思います。 臨時議長を浅倉健康福祉部長にお願いいたします。
	（臨時議長、議長席に着席）
臨時議長	それでは、会長が決まりますまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 最初に「会長の選出について」でございます。 会長の選出につきましては、印西市介護保険条例第１９条第４項の規定に、「協議会に会長を置き、委員の互選によって定める」と規定されております。 お諮りいたします。 どのような選出方法にいたしましょうか？
	（指名推薦との発言あり）
臨時議長	ただいま、指名推薦というご意見がありましたが、推薦による選出方法でご異議ございませんか。
	（複数の委員より異議なしの声）
臨時議長	異議なしということですので、それでは、会長の選出方法につきましては、推薦と決定いたします。 委員の皆さん、推薦する方はございますか。
	（藤田委員を会長に推薦する発言あり） 印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会においても委員長でもありまして、会議の運営において皆が意見の出やすいように配慮されておりましたので、藤田委員にお願いしたいと思います。
臨時議長	ただいま、藤田委員を会長に推薦するというご意見がありましたが、ご異議ございませんか。

	（複数の委員より異議なしの声あり）
臨時議長	異議なしと認めます。 会長は、藤田委員と決定いたします。 これで、臨時議長の職務が終わりました。 議長を藤田会長と交代いたします。 ご協力ありがとうございました。
	（臨時議長退席。藤田委員、議長席に着席）
事務局	それでは、藤田会長、よろしくお願いいたします。
会長	ただ今、印西市介護保険等運営協議会の会長に選任されました藤田でございます。よろしくお願いいたします。できるだけ、委員の皆さんには貴重な意見を発言していただき、それを市のほうに反映していただきまして、みなさんに助けていただきながら努めていきたいと思っております。 それでは、これより議長を務めさせていただきます。次に、「副会長の選出」でございますが、印西市介護保険事業実施規則第５４条第２項の規定に、「協議会に副会長を置き、委員の互選によって定める」と規定されております。お諮りいたします。 どのような選出方法にいたしましょうか？
	（指名推薦との発言あり）
会長	ただいま、指名推薦というご意見がありましたが、推薦による選出方法でご異議ございませんか。
	（複数の委員より異議なしの声）
会長	異議なしということですので、それでは、副会長の選出方法につきましては、推薦と決定いたします。 委員の皆さん、推薦する方はございますか。
	（武士田委員を副会長に推薦する発言あり） 印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会においても副委員長でもありまして、歯科医師会の立場から貴重なご意見をいただいておりましたため武士田委員にお願いしたいと思います。
会長	ただいま、武士田委員を副会長に推薦するというご意見がありましたが、ご異議ございませんか。
	（異議なしの声あり）
会長	ご賛同される方は拍手を願います。
	（拍手）
会長	異議なしと認めます。 副会長は、武士田委員と決定いたします。 よろしくお願いいたします。 それでは、議題（２）「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（平成

	２７年度～平成２９年度）の概要について」を議題といたします。 　事務局より説明をお願いします。
事務局	（担当から説明）
会長	ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様、何かご意見・ご質問がありましたら、お受けいたします。何かございますか。
委員	今回の改正内容の重点方針として地域包括ケアシステムの構築があります。計画書には４６ページに記載されています。地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される仕組みづくりとされています。これは、地域の特性に応じて、自主性、自発性、に基づいてつくりあげていくべきものとされています。そして、これらを実現していくには、高齢者の在宅生活を支えるボランティアやＮＰＯ民間企業、社会福祉法人をはじめ、多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供を実施していくことが重要となります。そして、この構築のポイントのひとつが高齢者の参加であります。これまで高齢者は、支援の受け手ととらえることが多かったのですが、今後は高齢者自身も地域で「支える側」にまわってもらうことの視点が大切です。お互い様の気持ちで支え、支えられる環境づくりです。大きく言えば支えあいの地域づくりです。市では、認知症対策については、認知症サポーター養成講座や地域に出向いての取り組みが行われ、２７年度では認知症カフェ「いんざいオレンジカフェ」が開催されることは、大変良いことだと思います。ところで、今回の介護保険法の改正要点については、計画書５４、５５ページに載っていますが、５７ページに介護予防に関する総合事業については、平成２９年４月に移行となっています。この計画書作成時点では、これで良かったのですが、その後、国・県では前倒しして実施するように各市町村に要請しているようですが、どのような動きになっているのでしょうか？また、今回の大幅な介護保険制度改正の周知についてどのようなことを行っているのか。また、個別的に周知することもあるのかお聞きしたいと思います。 　また、６期計画期間（３年間）でどのような計画で進めていく（初年度は何に重点を置くなど）という予定を教えてもらいたい
事務局	まずは、介護保険制度改正の周知方法について、ご説明させていただきます。既に４月１日号の広報いんざいに掲載済みで周知を図っています。 　掲載の具体的な内容につきましては、特養の中重度者への重点化で新規入所は原則要介護３以上。介護サービス利用者負担割合の変更で、一定以上の所得がある方については２割負担に。食費、居住費の補助基準の見直しで、一定額の預貯金などの資産がある場合などについては、補助対象外

	に。介護保険料の改定。地域支援事業の充実と予防給付の見直しでは、平成２９年４月から要支援者が利用する訪問介護・通所介護は、市が行う介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになります。 　また、個別的な周知につきましては、①２７年８月から一定以上の所得がある方については、１割負担から２割負担になる方がいます。現在、要支援・要介護認定を受けている方全員に利用者負担割合証を８月１日からのサービス利用に適用させるため、7月中旬頃に郵送する予定です。また、②食費、居住費の補助基準の見直しについては、すでに自己負担額の減額認定を受けている方には、7月初旬に８月末までに更新の手続きをするように個別に通知をする予定です。①・②ともに来月７月１日号広報いんざいにも掲載予定です。 　地域包括ケアシステムにつきましては、介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための仕組みで、２０２５年には、団塊の世代が後期高齢者となり、要介護認定者数の大幅な増加が予想されることから、この１０年間での取り組みが重要な意味を持つことになります。「介護予防」「生活支援」は、地域包括システム構築に向けて欠かせない要素であり、これらの事業の充実が求められております。計画の６８ページに記載されておりますように、今回の制度改正により、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村が実施する総合事業に移行することになります。これらの総合事業につきましては、国から交付金の交付があり、介護保険給付費の抑制にもつながることになります。計画では平成２９年４月からの事業開始としておりますが、本日も他の職員が県の会議に行っておりますけれども、平成２９年４月からではなく前倒しで実施することができるように検討しております。その必要な準備といたしましては、サービス基準等の（案）作成、予算措置や要綱・条例の整備、システムの改修、事業所へのアンケートや説明会等を実施しなければなりません。慎重に検討し、その都度周知するように努めてまいります。
会長	ほかに質問はありませんか。
	（発言なし）
会長	ほかに質問等ないようですので、以上を持ちまして、本日の議事を終了いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。 　それでは、進行を事務局にお返しいたします。
事務局	会長、議事進行ありがとうございました。 　委員の皆様におかれましは、長時間のご審議お疲れ様でございました。 　それでは、次第７「その他」でございますが、 　委員の皆さまから、何かございませんか？

会長	次回の会議はいつごろになるのか
事務局	進行管理をお願いしたいと思っています。次回は状況報告を兼ねて行いたいと考えております。 年明け頃に開催できればと、考えております。
委員	保険料が改定になっていますが、段階ごとの割合（パーセンテージ）を次回の会議の時にでも資料がほしい。また、利用者負担額が２割になる被保険者数も参考に教えてもらいたいのですが。
事務局	保険料の段階の割合については、資料をご用意させていただきます。また、利用者負担額が２割になる被保険者数については、分かり次第、資料を用意させていただきます。
事務局	他に何かございませんか。無いようですので、以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。 本日は、どうもありがとうございました。